

発議案第20号

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年6月28日

八千代市議会

議長 成 田 忠 志 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原	忠	印
賛成者	八千代市議会議員	植 田	進	印
	同	三 田	登	印
	同	堀 口	明 子	印

提案理由

国に対し、農業者戸別所得補償制度の復活を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書

今、米価は生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家は「もうつくり続けられない」という事態に追い込まれている。また、「安いコメ」の定着により、生産者のみならず流通業者の経営も立ち行かない状況にある。

このような中で政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、現状の低米価では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねないのである。

平成22年に始まった「農業者戸別所得補償制度」は、米の生産数量目標を達成した販売農家に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「直接支払い（10アールあたり15,000円）」が行われ、多くの稲作農家の再生産と農村を支える役割を果たしてきた。

しかし、平成25年度からは「経営所得安定対策」に切りかわり、米については、平成26年度産米から10アールあたり7,500円の交付金に引き下げられたことで、稲作農家の離農が加速し地域の疲弊が進んでいる。しかも、この制度は平成30年度産米から廃止されようとしているのである。

これでは、稲作経営は成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、地域経済にも大きな困難が生じることは明らかである。

国民の食糧と地域経済、環境と国土を守るためにも、農業経営を下支えする政策の確立は急務である。

よって、本市議会は国に対し、農業者戸別所得補償制度の復活を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月5日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

農 林 水 産 大 臣 様